

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和3年7月2日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
186	株式会社石井組	千葉県長生郡白子町 関5038番地の16	石井 稔	株式会社石井組	千葉県長生郡白子町関 5038番地の16	令和8年9月29日
226	有限会社今井水道	千葉縣市原市五所1371番地	今井 秀樹	有限会社今井水道	千葉縣市原市五所1371番地	令和8年9月29日